

茨木市再就職支援助成金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、職業能力の開発及び向上のため講座及び講習を受講した求職活動中の市民に対し、市が茨木市再就職支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、市民の安定就労を促進し、もって市民生活の安定に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2 助成金の対象となる者は、15歳から64歳までの間において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練（第2、第3及び第5において「教育訓練」という。）を修了した者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 教育訓練を開始した日から第5の規定による申請を行う日までの間、本市の区域内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、65歳未満のもの
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 教育訓練を開始した日から修了した日までの間、就職せず、かつ、仕事があればすぐ就職することができたもの
 - イ 教育訓練を開始した日から修了した日までの間に、非正規労働者であった期間があり、かつ、正規労働者であった期間がないもの
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 現に就職していない者で、公共職業安定所に求職登録をしており、かつ、求職活動をしているもの
 - イ 現に就職している者で、教育訓練を開始した日から修了した日までの間、求職活動をしていたもの、または安定就労をめざすもの
- (4) この要綱に基づく助成金の交付を受けていない者
- (5) 市税の滞納がない者
- (6) 助成金と同一の対象経費に対して、他の助成等（国の教育訓練給付金を除く。）を受けていない者

(助成対象経費)

第3 助成金の対象となる経費は、教育訓練の実施機関に支払った受講料（入学金は除く。）とする。ただし、複数の教育訓練を受講している場合は、一つの講座の受講料のみを対象とする。

(助成金額)

第4 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は50,000円のいずれか少ない額とする。

(助成金の交付申請)

第5 助成金の交付を受けようとする者は、茨木市再就職支援助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育訓練を修了した日から3月以内に市長

に申請しなければならない。

(1) 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 第2第3号アに該当する者 公共職業安定所に求職登録していることを証明する書類

イ 第2第3号イに該当する者 現に就職していることを証明する書類

(2) 受講修了証明書又は教育訓練修了証明書

(3) 受講料の支払いの完了を証明する書類

(4) 茨木市再就職支援助成金交付要件確認等申告書(様式第2号)

(5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認められたものについて予算の範囲内において助成金を決定し、申請者に対し茨木市再就職支援助成金交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(助成金の請求)

第7 第6の助成金交付決定通知書を受けた者は、当該通知書を受けた日から1月以内に茨木市再就職支援助成金交付請求書(様式第4号)を市長に提出し、助成金の交付を請求しなければならない。

(助成金の交付)

第8 市長は、第7の規定による助成金の交付請求を受け付け、審査の上、相当と認められたときは、当該請求者に助成金を交付する。

(調査)

第9 助成金の交付を受けた者は、その後の就職状況等についての市長の調査に協力しなければならない。

(助成金の取消し等)

第10 市長は、助成金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により助成を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市再就職支援助成金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市再就職支援助成金交付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市再就職支援助成金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市再就職支援助成金交付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年3月22日から実施し、令和4年10月31日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市再就職支援助成金交付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市再就職支援助成金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所
氏 名

印

※自署の場合は押印不要

茨木市再就職支援助成金交付申請書

茨木市再就職支援助成金交付要綱第5に基づき、助成金の交付を次のとおり申請します。

助成対象経費 (受講料。ただし、 入学金を除く。)	
交付申請額	円 100円未満は切り捨て 助成対象経費に2分の1を乗じた額又は5万円のいずれか少ない額を 記入してください。
教育訓練名	(受講期間 年 月 日～ 年 月 日)
厚生労働大臣 指定講座番号	

2 添付書類

- (1) 公共職業安定所に求職登録していることを証明する書類（現に就職している者については、現に就職していることを証明する書類）
- (2) 受講修了証明書又は教育訓練修了証明書
- (3) 受講料の支払いの完了を証明する書類
- (4) 茨木市再就職支援助成金交付要件確認等申告書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

茨木市再就職支援助成金交付要件確認等申告書

氏名	
住所	〒 茨木市
電話番号	— —
生年月日	年 月 日生 (歳)
国の教育訓練給付金	受給済 ・ 受給予定 ・ 受給不可

1. 次の事項に相違ない場合は、チェックを付けてください。

- 教育訓練を開始した日から申請日現在までの間、茨木市に居住している。
- 現在就職しておらず、公共職業安定所に求職登録をし、求職活動をしている。（現在就職している場合は、教育訓練を開始した日から修了した日までの間、求職活動をしていた。）
- 過去にこの助成金の交付を受けたことはない。
- この助成金と同一の対象経費に対して、他の助成等（国の教育訓練給付金を除く。）を受けていない。

2. 次の事項については、該当するいずれか一方にチェックを付けてください。

- 教育訓練を開始した日から修了した日までの間、就職せず、かつ、仕事があればすぐ就職することができる状態であった。
- 教育訓練を開始した日から修了した日までの間、非正規労働者であった期間があり、かつ、正規労働者であった期間がない。

3. 次の事項に同意する場合は、チェックを付けてください。

- 就職状況等についての茨木市の調査に協力します。
- 申請内容確認のために、私の住民登録の状況、市税等の納税状況について、市長が関係機関に照会することに同意します。

※ 申請内容や同意事項に虚偽が判明した場合または助成金の交付後に対象者の要件に該当しないことが判明した場合は、助成金を返還していただく場合があります。

（申告先）茨木市長

年 月 日

氏 名

印

※自署の場合は押印不要

備考

--

様式第3号（第6関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市再就職支援助成金交付決定通知書

年 月 日付け申請の再就職支援助成金は、次のとおり交付が決定しましたので通知します。

1 交付決定額 円

2 条 件

- (1) 助成金の交付後、就職状況等についての市長の調査に協力すること。
- (2) 市長から当該助成に係る書類等の提出の指示があったときは、速やかに提出すること。
- (3) 当該助成に関する書類等を、当該助成が終了した翌4月から起算して5年間保存すること。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、助成金の交付の全部もしくは一部を取り消し、又は全部若しくは一部の返還を求めることがあります。
 - ア 当該助成金の交付要綱に違反したとき
 - イ 虚偽その他不正な行為により当該助成を受けたとき
 - ウ その他市長が不相当と認めたとき

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第4号（第7関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所
氏 名

印

茨木市再就職支援助成金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった茨木市
再就職支援助成金を次のとおり請求します。

1 請求金額 円